

《発表記者会：岩手県政記者会》

令和6年4月22日

国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

車輪脱落事故を発生させた一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました

令和5年12月1日、一般貨物自動車運送事業者の岩手営業所に配置されているトラックが、青森県の八戸自動車道下り線において、車輪脱落による死亡事故を起こしたことから、同年12月4日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局は下記事業者に対し監査を実施しました。その結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、岩手運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：盛運輸 株式会社 代表取締役 盛 大剛

(法人番号：9420001002093)

青森県青森市大字新町野字薄井58-3

営業所：岩手営業所

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割323番地

2. 行政処分等年月日 令和6年4月15日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和6年4月22日から令和6年5月1日(2両×10日)

(2) 整備管理者の解任命令

(3) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 事業用自動車の安全性を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)

【裏面へ続く】

①ホイールナットの脱落による車輪脱落事故を惹起した

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(道路運送車両法第47条)

(2) 使用する自動車の日常点検整備が適切に行われていなかった

(道路運送車両法第47条の2)

(3) 輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

①運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門

担当：本間、千田

TEL：019-638-2154

(ダイヤルイン「3」)